

埼玉労基 0926 第 10 号
令和 5 年 9 月 26 日

各団体代表者 殿

埼玉労働局長
(公印省略)

埼玉県最低賃金の最低賃金額改定に係る広報等の依頼について

労働行政の推進に対して、平素よりご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、埼玉県最低賃金は、本年 10 月 1 日から**時間額 1,028 円** (引上げ額 41 円) になります。

については、賃金の最低額を保障するという最低賃金制度の趣旨に何卒ご理解の上、下記事項について、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、周知用ポスター・リーフレットや「業務改善助成金」に関するリーフレット等は、別途送付させていただきます。

記

- 1 埼玉県最低賃金の改定に関する記事について、貴機関の広報誌やホームページへの掲載 (後記 (例文) をご参照ください。) による周知並びに周知用ポスター・リーフレットの掲示・窓口備付け等
- 2 中小企業・小規模事業者に対する最低賃金引上げ支援策「業務改善助成金」の活用促進に向けた周知

【担当部署】 埼玉労働局労働基準部賃金室

TEL;048-600-6205